

読者アンケートのお願い

アンケートのご回答はこちらから



読者の皆様のご意見・ご要望を
今後の企画・編集の参考に
させていただきます。

特集 地域文化創生本部における取組の軌跡
—文化財保存活用地域計画と生活文化の保護・振興—

I 総論
地域文化創生本部の歩み 4

II 認定市町へのインタビュー
文化財保存活用地域計画の作成と認定後の歩み 8

III 生活文化の保護と振興に向けて
III-1 座談会
生活文化の保護と振興 21

III-2 生活文化関連の施策紹介①
登録無形文化財「書道」の普及啓発活動について 28
日本書道文化協会

生活文化関連の施策紹介②
伝統文化親子教室事業について 30

生活文化関連の施策紹介③
生活文化振興等推進事業について 32

◆————◆
首里城—いま始まる令和の復元— 34
古木 治郎

連載 伝統的建造物群保存地区を味わう 36
お酒を味わう旅 第6回
「醤油醸造発祥の地」の新たな醸造のカタチ
蜂谷 脩人
山本 隆重

連載 日本遺産をめぐる 第19回 38
霊気満山 高尾山
～人々の祈りが紡ぐ桑都物語～
草間 亜樹

表紙解説 生活文化—茶道、華道、書道— 40
口絵解説 文房四宝 2

地域文化創生本部の歩み

はじめに

平成二十九年（二〇一七）四月、文化庁の京都移転に備えた先行組織として地域文化創生本部（以下「創生本部」という。）が京都市東山区に設置され、その業務を開始した。

文化庁の京都移転（京都府提案）は、東京一極集中を是正する観点から、政府関係機関の地方移転について道府県等からの提案を踏まえた検討の結果、平成二十八年三月の「政府関係機関移転基本方針」（まち・ひと・しごと創生本部）において決定された。この基本方針では、国会対応業務や政策の企画立案業務等についても現在と同等以上の機能が発揮できることを前提とした上で、地方創生や文化財の活用など、文化庁に期待される新たな政策ニーズ等への対応を含め、文化庁の機能強化を図りつつ、数年の内に京都に移転するとされた。京都に移転する意義としては、地方創生の観点から、①文化財が豊かで伝統的な文化が蓄積した京都に移転することにより、文化行政の企画立案の更なる強化や国際発信力の向上が期待できること、②京都に文化政策による求心力と発信力を持たせることにより、今後の我が国の観光振興の重要戦略の一つである文化財を活用した観光の強化推進が期待できること、③グローバル化の時代、政治・経済、マスメディアが東京に集中する中で、地方創生のためには、地方の多様な文化への誇りの確保とその活用が求められており、文化の多様性の確保が重要であることが示されたところである。

このような流れを受け、創生本部は、文化庁の京都移転に向けて、IC

務を行ってきた。特集には直接関連のない業務もあるが、創生本部の各グループにおける足跡を順に紹介したい。

(1) 総括・政策研究グループ

【障害者等の文化芸術活動の推進】

平成三十年六月、「文化芸術基本法」や「障害者基本法」の基本的な理念に則り、文化芸術活動を通じて障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とする「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が公布、施行された。これに伴い、厚生労働省とともに検討を行い、障害者による文化芸術活動を推進する上での基本的な方針や施策の方向性等について定める「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」を平成三十一年三月に策定し、令和五年三月には同計画の改定を行った。また、計画等に基づき施策を着実に進めるため、令和元年度に「障害者等による文化芸術活動推進事業」を創設し、美術・演劇・舞踊など多様な分野における鑑賞・創造・発表等に係る先駆的な取組を推進した。これにより全国で障害の有無や年齢などにかかわらず文化芸術に親しみ、参加できる体験・交流の機会が生まれ、文化芸術自体の価値やその在



地域文化創生本部フライヤー

Tを活用した業務効率化など遠隔で行う業務の試行・改善の検討を行うとともに、新たな政策ニーズに対応した事務・事業を地元の知見・ノウハウ等を活かしながら先行的に実施するべく設立され、①文化に関する政策調査研究や国際文化交流等、②生活文化をはじめとする地域の幅広い文化芸術資源の活用による地方創生や経済活性化等、③文化財を活かした広域文化観光及びまちづくりの推進やこれらに関するモデル開発等が期待された。業務開始から六年あまり、創生本部では、その設立趣旨を全うすべく、様々な事業・取組を行ってきた。本特集では、はじめに創生本部の全体像を概観した後、各種取組の中でも、特に文化財保存活用地域計画の作成支援と生活文化の保護・振興にフォーカスし、具体の取組事例等を紹介しながら、これまでの歩みを振り返り、今後向かうべき目標を再確認する。

地域文化創生本部について

創生本部は、本部長（文化庁長官）をトップとし、その下に京都常駐の事務局が置かれた組織である。事務局は、事務局長（参事官（文化創造担当））以下、文化庁だけでなく、他省庁、京都府・市をはじめとする関西圏の地方自治体、企業・経済団体、大学等、様々な機関から派遣された者により構成され、新しい政策課題に取り組みにあさわし多様な人材による体制でスタートした（令和五年（二〇二三）三月末現在、四〇名強が勤務）。

創生本部では、「総括・政策研究グループ」「暮らしの文化・アートグループ」「広域文化観光・まちづくりグループ」の三グループに分かれて業

り方について考えるきっかけとなった。

加えて、令和二年度からは、京都国立近代美術館等の京都の文化施設が連携し、十二月の障害者週間にあわせて、アートを通して多様性や共生社会のありかたについて考えるプロジェクト「CONNECT」(コネクト)を開催した。

【新たな政策課題への対応のための調査研究】

文化政策の立案にあたっては、その基礎・根拠となるデータや資料が必要となるため、創生本部では、主に、①我が国の文化芸術の経済的価値の把握、②国内の文化活動状況の把握、③大学との共同研究を進めた。

①は、文化芸術産業の経済規模（文化GDP）を算出する取組で、算出方法の確立やその方法に基づいた推計を行った。我が国の文化GDPの最新の推計値は約一〇・五兆円（対GDP比約一九％（二〇一八年時点）である）。

②は、毎年、主に二つの調査を実施した。まず、文化に関する世論調査は、文化に関する国民の意識について調査するもので、平成三十年度調査以降、内閣府から移管され、創生本部が行った。経年変化を追うことを基本としつつ、令和二年度以降の調査においては、新型コロナウイルスの感染拡大が人々の文化芸術活動に与えた影響や、人々のウェルビーイング（幸福感等）と文化芸術活動との関係等についても調査・分析を行うなど、必要に応じてトレンドを押さえた項目も設定しながら、調査を積み重ねた。次に、地方文化行政状況調査は、地方自治体における文化政策のための条例・計画等の制定・策定状況や、文化関係経費の状況の把握を行うものであった。

③は、毎年、様々なテーマを設定して実施したが、その一つが諸外国の文化政策に関する調査研究である。五か国（米・英・仏・独・韓）の文化政策の在り方について研究し、日本との比較等を行った。

【地域との連携の推進】

そのほか、文化庁の京都移転を見据え、その機運醸成に向けた取組や認知度の向上に向けた取組も推進した。関西圏の地方自治体や経済界等とのネットワークを構築し、定期的な意見交換を実施するなど、新たな文化政策の企画立案等に向けて地元の視点や知見・ノウハウ等を生かした連携・

協力体制の構築に取り組んだ。

京都という土地柄、地域で活動する生活文化関連の団体も多く、関連団体等との意見交換の機会に恵まれた。また、創生本部の建物入口に節句にちなんだ生花展示の協力をいただいたり、京都市役所における風習を取り込み、祇園祭の宵山の日に職員が浴衣で勤務する日を一日設けたりするなど、地域と職員との文化的交流を積極的に行なった。

(2) 暮らしの文化・アートグループ

【生活文化の保護・振興】（関連記事：Ⅲ）

文化芸術基本法第十二条にいう「生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう）」について、その振興を図ることを目的として、①暮らしの文化を支える（生活文化調査研究事業）、②暮らしの文化で育てる（伝統文化親子教室事業）、③暮らしの文化を活かす（生活文化振興等推進事業）という三つの柱で、事業を展開した。

①は、生活文化に関する基礎的な実態調査や、各分野別の個別調査を実施するもので、振興策検討の礎となるものである。生活文化は範囲が曖昧で広範、かつ、学術研究もそれほど多くない領域であることから、各分野についての基礎的な実態把握と、個別詳細な調査との組み合わせによる調査研究を実施、その結果を報告書にまとめた。②は、次世代を担う子供たちに対して、伝統文化・生活文化等を、計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供するものである。事業内容の詳細は特集に譲るが、コロナ禍による体験機会の減少等からの回復のため、補正予算の確保や、多様な手法での事業実施等、より多くの子供たちに伝統文化・生活文化等を体験・修得してもらう機会確保に努めた。③は、これまで個人が担い手の中心であった生活文化について、従前とは異なるアプローチによる新たな需要を創出し、各分野の活性化、生活文化等の魅力向上、後継者の確保を図るものである。

当初は振興のために開始した生活文化関連施策であったが、令和三年四月の文化財保護法の改正により、無形の文化財においても、幅広く緩やかな保護を目的とする登録制度が創設され、生活文化も無形の文化財として登録の対象となったことに伴い、従来の振興に加えて、登録無形文化財制度の下での生活文化の保護も重要課題として手掛けていくこととなった。

文化財は、様々な時代背景の中で、人々の生活や風土との関わりにおいて生み出され、現在まで守り伝えられてきた国民共通の貴重な財産であるにもかかわらず、過疎化や少子高齢化などを背景に文化財の継承の担い手が不足し、その滅失や散逸等の防止が喫緊の課題となっている。このような社会情勢を踏まえ、平成三十年の文化財保護法の改正により、文化財をまちづくりを活かす、地域社会総がかりでの継承に取り組んでいくため、市町村における文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という）の制度が規定された。

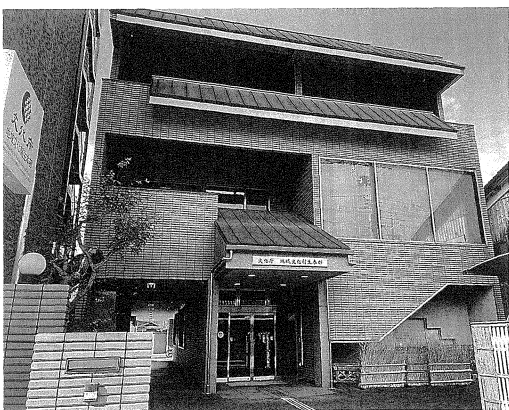
地域計画は、市町村における文化財保護行政の中長期の方向性を示すマスタープランと、短期に実施する具体的な事業を記載するアクションプラン、両方の役割を担うものである。地域の歴史や文化にまつわるコンテクストに沿って多様な文化財を俯瞰し、総合的・一体的に保存・活用することにより、地域の特徴を活かした地域振興に資するとともに、確実な文化財の継承に繋げることができる。また、計画を作成・実施することにより、住民・民間団体・文化財部局などが地域総がかりで文化財を守り、活かし、伝える体制の構築を図り、文化財の存続に繋げていくことが期待されている。

地域計画を作成するには、できる限り域内の文化財を網羅的に把握した上で、域内の文化財の保存及び活用に関する基本的な方針、保存及び活用のために市町村が講ずる措置の内容等を記載する必要がある。創生本部では、地域計画の策定をめざす地方自治体を支援するための相談窓口を設置し、地域計画の作成方法や内容等について、随時、希望する地方自治体に対して指導・助言を行ってきた。また、地域計画についての理解促進のため、パンフレットを作成するとともに、地域計画の作成演習等を行う研修会を毎年開催してきた。

こうした作成支援等が実を結び、地域計画を作成する地方自治体は着実に増えている。令和五年四月現在、作成した地域計画が国の認定を受けているのは、九六市町村のはつてである。

【地域固有の文化遺産を活用した特色ある総合的な取組の支援】

日本各地に存在する多様な豊かな文化遺産は、その地域に暮らす人々の心のよりどころとして、また、地域のコミュニティを形成する上で極めて



かつての地域文化創生本部外観

無形文化財のうち生活文化に関する事項の調査を行う文化審議会文化財分科会第六専門調査会の設置以降、その運営が業務に加わるともに、同年十二月には、最初の生活文化の登録案件として、「書道」の無形文化財登録を行った。

【地域文化振興に向けた取組の支援】

地域における特色ある文化芸術の更なる振興を図るため、地方自治体が主体と

なり、地域の文化芸術資源を活用して行う総合的な文化芸術の取組に対して支援を行う文化芸術創造拠点形成事業、日本博の一環として地方への誘客を促進する文化資源活用推進事業を実施した。また、文化芸術のもつ創造性を活かした地域振興、観光振興等に取り組む地方自治体を支援するため、創造都市ネットワーク日本（CCNJ）と連携し、情報の収集・提供や会議・研修の実施等を通じて全国的・広域的ネットワークの強化のための事業を実施した。さらに、国内外のアーティスト等が一定期間滞在し、様々な交流を通して創作活動や将来の創作活動等に有益となるプログラムを提供するアーティスト・イン・レジデンスを通じて地域に文化芸術の創造・発信拠点を形成するとともに、国内の様々な地域における国際文化交流の推進を支援した。

(3) 広域文化観光・まちづくりグループ

【文化財保存活用地域計画作成等に向けた取組の支援】（関連記事：Ⅱ）

重要なものであり、次世代への確実な継承が求められている。また、地域の文化遺産は、その適切な保存・継承とともに、地域活性化等に資する役割が再認識され、その積極的な活用が期待されている。このような状況等を踏まえ、創生本部では「地域文化財総合活用推進事業」により、地域の多様な豊かな文化遺産を活用した伝統芸能・伝統行事の公開、人材育成など、各地域の実情に応じた特色ある総合的な取組を支援することで、文化振興とともに地域活性化を推進してきた。また、地域の伝統行事・民俗芸能等については、用具の修理や後継者養成など、その基盤整備を支援し、特に新型コロナウイルス感染症の影響によってその存続が危機的な状況になったことを受け、補正予算事業でこれまでない規模での支援を実施するなど、貴重な地域の財産の火を絶やさないよう、必要な取組を積極的に行ってきたところである。

そのほか、全国の地方自治体職員や文化財所有者に向けて、多言語対応やユニークベニュー等に係るハンドブックも作成・公表した。

おわりに

創生本部では、業務開始時から実に多岐にわたる取組を実践してきた。いずれも、地域文化の継承・発展や文化行政の新展開に資する重要なものであることはいうまでもない。また、霞が関を離れてもこうした施策を推進してきた功績は、文化庁の京都移転に向けた試金石となったのではないだろうか。創生本部は、設立当初に期待された役割を果たすにとどまらず、時流も捉えながら発展を続け、一定程度、形にしてきた。

いよいよ文化庁は、政府関係機関の地方移転という、近代政府が始まって以降初の試みを成し遂げつつある。京都移転を機に、創生本部は発展的解消をし、その理念やこれまでの各種取組は新たに京都に設置された食文化推進本部や文化観光推進本部をはじめ、文化庁各課に引き継がれていく。創生本部の成果をしっかりと踏まえながら、文化庁は今後も引き続き、一歩一歩、歩みを進めていく。

◎次号は「風流踊」ユネスコ無形文化遺産登録」を特集します。

■『月刊文化財』購読について

『月刊文化財』は、東京国立博物館売店でもお求めいただけます。

定期購読の場合は、お近くの書店でお申し込みいただくか、左記へご連絡ください。バックナンバーのお問い合わせも左記にて承ります。

*電話／0120-2031694

*FAX／0120-3021640

*URL／

<https://www.daiichihokico.jp/>

※購読のお申し込みでいただいたご住所やお名前などは、企画の参考など本誌にかかわる目的にのみ利用し、他の目的では使用いたしません。

月刊文化財 五月号(七二六号)

令和五年五月一日発行

定価七八五円 本体七二四円

監修 文化庁

発行所 第一法規株式会社

〒東京都港区南青山二丁目一七
番〇二〇一〇三二六九四

本誌掲載記事の無断転載を禁じます。